

第4次清瀬市地域福祉計画 概要版

福祉でつなごう 人・まち・地域

～人と人を結び すべての人に寄り添うまちづくり～

○「地域福祉計画」とは

・「地域の助け合いによる福祉」と「公的機関による地域生活支援」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」「ともに生きる社会づくり」を目指すための理念と仕組みをつくる計画です。

○計画策定の背景・趣旨

- ・社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画として策定します。
- ・高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の推進に関し、共通する考え方や施策の方向性を示しています。
- ・課題解決のキーワードは“「我が事・丸ごと」の地域づくり”（地域共生社会の実現）
- ・住民の地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制づくりに努めます。（生活困窮者のような各分野横断的に関係する相談者に対応できる体制等）

「我が事・丸ごと」の地域づくり

地域で起きている様々な問題を「他人事」ではなく「我が事」としてとらえ、分野別の相談を世帯として「縦割り」から「丸ごと」受けとめることができる地域づくり

○計画の位置づけと計画期間

- ・第4次清瀬市長期総合計画との整合を図り、高齢者、障害者、子ども・子育ての対象ごとに計画が策定され根拠法を異にしていますが、これらに共通する事項を盛り込むことで、他計画の「上位計画」として位置付けられます。
- ・清瀬市社会福祉協議会が策定する第3次清瀬市民地域福祉活動計画とは両輪の関係になります。
- ・計画期間は、平成30（2018）年度から平成38（2026）年度までの9年間です。

○計画の推進と評価

- ・学識経験者や福祉・保健・医療関係機関・諸団体、公募の市民委員等からなる委員会において、PDCAサイクルによる分析・評価を行い、結果を公表します。

○基本理念



この基本理念には、“地域福祉を進めるためには、つながることが重要”という意味が込められています。福祉でいろいろな分野がつながり、地域住民だけでなく、地域にかかわるすべての人たちがまちをつくっていくという要素があります。

○地域福祉推進に向けた取り組み

・以下の計画の枠組みに基づき、事業や活動を推進します。

基本方針	施策の柱	施策の方向性	具体的な取り組み
基本方針 1 人を育てる	施策の柱 1 支え合い・助け合いの心を育む	【1】福祉教育の推進 重点 【2】多世代による支え合いの地域づくり	■1.福祉の理解、ボランティア学習の推進 ■2.福祉の体験を通じた子どもの人間性の育成 ■3.地域で支え合う地域福祉の推進 ■4.お互いに助け合う仕組みへの支援
	施策の柱 2 地域福祉を推進する人を育てる	【3】生活支援コーディネーターの充実 【4】人材の育成支援	■5.生活支援コーディネーターの活動推進 ■6.地域福祉コーディネーターとの連携 ■7.福祉にかかわる人材の育成・支援 ■8.地域活動の担い手の発掘・育成 ■9.大学との連携
基本方針 2 地域を育てる	施策の柱 3 地域のつながりをつくる	【5】地域単位の自治組織の形成促進 【6】サロン等の居場所、交流の場の拡大 【7】市民活動の活性化	■10.自治会・町会等による地域コミュニティ活動の支援 ■11.小学校単位の地域コミュニティ活動の支援 ■12.地域のサロン、高齢者や障害者等の活動の場づくり ■13.サロン情報の提供、サロン活動団体のネットワークづくり ■14.ボランティア、NPO 法人等の育成・支援 ■15.市民活動団体の活動活性化
	施策の柱 4 安心して暮らせるまちをつくる	【8】災害時の助け合いの仕組みづくり 【9】ユニバーサルデザインのまちづくり	■16.地域の自主防災組織化の推進 ■17.福祉避難所連絡会の開催 ■18.避難行動要支援者登録制度の普及推進 ■19.公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進
基本方針 3 地域生活を支える	施策の柱 5 適切なサービス利用につながる仕組みをつくる	【10】相談体制の相互連携の推進・充実 重点 【11】権利擁護の推進 【12】支え合いの仕組みづくり 重点 【13】分野横断的な福祉サービス等の展開	■20.包括的な相談支援体制 ■21.生活困窮者支援を通じた地域づくり ■22.地域福祉権利擁護事業の充実 ■23.権利擁護事業を推進する市民人材の育成 ■24.成年後見制度の充実・推進 ■25.虐待の防止と保護 ■26.生活支援体制整備事業の推進 ■27.地域住民の参加による地域連携 ■28.支え合うきよせ委員会（生活支援・介護予防サービス提供主体等協議体）の設置・開催 ■29.分野横断的な福祉サービス等の展開
	施策の柱 6 支援を必要とする人をみんなで支える仕組みをつくる	【14】小地域での住民組織の立ち上げ支援 重点 【15】地域による見守り体制づくり 【16】社会資源活用の体制整備 【17】専門職のネットワークづくり	■30.地域福祉活動の推進 ■31.地域で顔見知りになる機会づくり ■32.住民に身近な圏域である小地域での協議 ■33.地域住民による見守り支援体制の推進 ■34.防災・防犯対策の充実・強化 ■35.人材及びノウハウ等の活用 ■36.空き家等の活用 ■37.医療・介護のネットワークの推進 ■38.社会福祉法人のネットワークの充実 ■39.制度の狭間の課題解決

○施策展開の方向性

- ・ 地域の支え合い（地域共生社会）の実現
 - * 「他人事が我が事になるような意識づくり」「暮らしと仕事を丸ごと支える」「福祉でまちづくり」の視点をもとに、地域の支え合いの実現に取り組みます。
- ・ 相談窓口について
 - * 相談内容に応じて相談窓口が相互に連携することで、総合的な窓口として機能することを目指しています。
- ・ 圏域・区域の考え方について
 - * 地域づくりを行っていくためには、小学校区、あるいは小学校区を複数組み合わせた区域を地域づくりの区域と設定して、区域ごとに地域づくりの充実を図ります。

○重点事業

・【施策の方向性 1】

福祉教育の推進

市民の主体的な福祉の学び、理解を深める取り組みを支援し、地域福祉を推進する人づくりを推進します。

・【施策の方向性 10】

相談体制の相互連携の推進・充実

多機関協働による相談体制構築を推進し、だれもが必要なときに必要な支援につながる仕組みをつくりまします。

・【施策の方向性 12】

支え合いの仕組みづくり

住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるために、行政、医療・介護・福祉の専門職だけでなく、ボランティア、民生・児童委員、NPO、民間企業等がお互いに連携すること、また、市民が助け合い、支え合う体制をつくりまします。

・【施策の方向性 14】

小地域での住民組織の立ち上げ支援

身近な地域で住民や関係機関などで地域の課題を共有したり、課題解決に向けた主体的な活動をする小地域での住民組織の立ち上げを支援します。